

株券貸借取引に関する基本契約書面改定 該当箇所の新旧対照表

(下線部分改定)

頁	新	旧	備考
1	<p>第1条(定義)</p> <p>⑦貸借料(貸株金利):借入者が貸出者に対して<u>株式等借入</u>の対価として支払う金銭をいう。<u>(基本契約を締結した貸出者が信用取引口座開設済みの場合においては、借入者が実際に借入をしたか否かにかかわらず、貸出者が借入者に対して貸し出すことの意味を表示した保有株式等(貸株非対象銘柄を除く)の全てを対象として借入者が支払う金銭を含む。)</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第1条(定義)</p> <p>⑦貸借料(貸株金利):借入者が貸出者に対して<u>株券貸出</u>の対価として支払う金銭をいう。</p> <p>(中略)</p>	<p>変更 追加</p>
3	<p>第5条(無担保)</p> <p><u>(1)借入者は貸出者に担保を差入れないものとする。</u></p> <p><u>(2)貸出者信用取引における委託保証金としている代用有価証券を貸し出す場合、借入者は機関投資家等へ貸し出している数量の代用有価証券の評価金額と同額の金銭を担保として貸出者に差し入れるものとする。この担保金は、貸出者の信用取引における委託保証金として借入者に預託されることとし、借入者において、貸出者は当該金銭を引き出せないこととする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2020年11月)</p>	<p>第6条(無担保)</p> <p>借入者は貸出者に担保を差入れないものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(平成19年9月)</p>	<p>項番の変更 追加</p>

・当該変更の他、現在のサービスに合わせた記載内容の変更、および軽微な文言修正を行っております。